

戦後補償裁判とその争点

藍谷邦雄

❖戦後補償とは何か？

日本が行つたいわゆる一五年戦争において、日本がアジア・太平洋地域においてさまざまな被害者を生じに与えたことは、今や歴史的事実となつて認識されている。従来戦争の被害回復といふは、国家間の戦争賠償として語られ、敗戦国が戦勝国に対しその戦争の賠償をするというものであった。事実日本もフィリピンやインドネシア等の東南アジア各国との間では国家間の賠償協定が締結されてきた。しかし、これら国家間の賠償は戦争の被害者個人の損害回復を図るものではなかった。そこで、これら被害者に対し、被害回復の措置をとることが日本の国家責任として問われているのが戦後賠償と総称される問題である。

これまで、被害者を受けた個人が損害回復

の眞を外國政府に對して求めるには、個人の屬する國家によつて請求するといふことが國際法上の處理であつた。今問題となつてゐる戰後補償は個人によつて他國政府への請求である。このような請求がなされるに至つたのは、近時の國際化時代と言われる状況によつて、國家の絶対性が減退してきたといふ事態とそれに伴ひ個人が國際法上の當事者の地位を与へらるべきであるといふ國際法の理論の發展がある。

1 これまでの裁判
戦後補償の裁判としては、既に一九七五年
年陣亡者遺族訴訟が、一九七七年には
台湾人元日本兵戦死傷補償請求訴訟が提起
された。前者はある程度の外交的処理がな
されて取下げられ、後者は一九九二年最高

裁判所によって最終的に敗訴となったが、立法的解決により補償がなされることにより解決した。この二つの訴訟が戦後処理問題を一掃する訴訟として先例的なものである。

2 現狀での裁判

一九九一年から、本格的に戦後補償を求める訴訟が提起され、筆者が把握しているもので現在まで、二七の裁判が係属している。その概要は別表のとおりである。

これらの訴訟における請求の内容はさまざまであるが、大きく分けると、戦争につき国家と特別の関係にあった者即ち軍人や軍属として戦争に係つた者と、戦争犯罪の被害者として戦争の対価にあった者の被害に大別される。この二つの性質の違いから法律上の請求の模範も大きく別れる。

日本人においては、前者の戦争に何らか

豊谷邦雄君にあいたに、くにお氏 1945年静岡県生まれ。1973年弁護士登録（第二東京弁護士会）、現在に至る。労働事件を主として扱う。弁護士会では労働二法案の阻止活動に参加し、特に国際人権法の観点から被拘禁者の人権に取り組み、現在は戦後補償を考える弁護士連絡協議会を結成し、その事務局長として戦後補償問題に取り組み、主な論文に「戦時下における弁護士・弁護士会の役割に関する一考察」（自由と正義93、9月号）。



法学セミナー

(58)

10/1993 [No.466]

の形に開わり、國と特別な關係にあった者については、代表的な法律とあつた五二年に戰傷病者戰没者遺族等保護法が制定され、一九五三年には旧軍人恩給制度を復活した恩給法が旧軍人について適用されるようになった。その後、次々と保護立法が行われ總計一三の法律が置かれて、その適用対象も軍人も軍属もおよびそれに類する者まで拡大された（以下これらの法律を總稱して保護法という）。一方後者の戦争犯罪の被害者については、これまで何らの立法がなされ

ず、又日本人に対しても戦争被害については国民全体が受忍すべきものとして何らの補償もなされなかつた。援護法のかとき国内立法が存在しないのであるから、一般の国内法である国家賠償法や民法の不法行為によつて請求が可能となるかが問題となるが、国家賠償法は戦後の法律であり戦前の行為に対しては適用はされないとされており、又民法の適用は後にのべるように国家無責任や時効が争点として存する。そのため、戦争犯罪の被害については、国際法上の国家

3. 被害の別による訴訟の分類
現在係属している別表の一七の訴訟について被害の内容により分類すると次のようになる。一部訴訟は異なる立場の原告を含んでいるのでその場合は関連する双方に分類した。

(1) 保護法の非適用を問うもの
別表の1、2

法を遵守する義務を負う。この義務に違反は、侵害の結果を回復する義務が国家に課せられる。侵害の被害回復の問題として国際人権法の観
 ポーベン氏が特別被害者となって研究が促され、拷問禁止条約等では条約に違反した場合
 リハビリテーションや謝罪や名誉の回復

■ 維持費／駐港補償問題の現在

別冊 戦後補償裁判の現状

番	事 件 名	係 属
1	アジア太平洋戦争韓国人民権者補償請求訴訟	東京地裁
2	光州千人訴訟	東京地裁
3	護国法傷害年金支給を否決取消訴訟	東京地裁
4	韓国ABC慰戦犯国家補償等請求訴訟	東京地裁
5	大韓民国・朝鮮人護国法の保護を受ける地位確認訴訟	大阪地裁
6	シベリア拘留韓国人民権者補償請求訴訟	京都地裁
7	金順吉三貴造船被害賠償請求訴訟	長崎地裁
8	釜山従軍慰安婦・女子挺身隊公式謝罪請求訴訟	山口・下関支部
9	金成舟国家賠償請求訴訟	東京地裁
10	在日韓国人元従軍慰安婦謝罪・補償請求訴訟	東京地裁
11	強制徴兵・徴用者等に対する補償請求訴訟	東京地裁
12	フィリピン従軍慰安婦国家補償請求訴訟	東京地裁
13	サハリン残留韓国人補償請求訴訟	東京地裁
14	日本損害賠償請求訴訟	東京地裁
15	対不二越強制運出労働者に対する未払賃金等請求訴訟	富山地裁
16	浮島丸被害者国家補償請求訴訟	京都地裁
17	上皇尊親國人権被侵害事件陳謝等請求訴訟	東京地裁

別表の1、2
3、5、9、11(4
は特異であるがこ
に含む)
(2)強制運行の限の責
任を問うもの
別表の2、7、
8、11、13(6も一
応ここに入れる)
(3)強制運行された先
の企業の責任を問う
もの
別表の7、14、15
(4)船舶の責を問う
ものは未提訴なので
省いた
(4)国による施設等の
責任を問うもの
別表の16、17
(5)「復讐慰安婦」に
別表の1、6、
10、12

●国際法上の国家の不法行為 国家は自ら締結した条約や国際慣習法を遵守する義務を負う。この義務に違反した場合は国際法の違反となり、その結果個人の権利を侵害した場合は、侵害の結果を回復する義務が国家に課せられる。国際法の確立した議論とされるが、最近には特に重大人権侵害の被害回復の問題として国際人権法の観点から議論され、国連人権委員会差別防止小委員会ではテオ・フエンボーベン氏が特別報告者となって研究が進められている。国際人権B規約やヨーロッパ人権条約、米州人権条約、拷問禁止条約等には条約に違反した場合の賠償義務が明記されている。賠償の内容は物質的補償に留まらず、リハビリテーションや謝罪や名誉の回復等も含むとされている。

法学セミナー

(59)

10/1993 [No.466].

SECRET

◆それぞれの法的争点

1 援護法の非適用を問うもの
この訴訟では、原告が元日本軍の軍人又は軍属として国と特別の関係にあった者であり、本来的には援護法の適用される立場にあった。しかし、援護法が適用されたのは日本国憲法を有する者と限定したためサンフランシスコ条約により日本国憲法を失った旧植民地の人達に対しては、援護法の適用が排斥されてきた。前述の台湾人元日本兵戦死補償請求事件はこの類型に入る。

(1) 法的主張の類型
国との関係は同一であるが、請求の根拠とされる法律はそれぞれ違っており、次のように大別される。

- ① 行政訴訟：取消訴訟として提起するもの
- ② 別表3の訴訟であり、援護法に基づき傷害年金の支給を求め、その却下処分に対して取消を請求している。純粋な行政訴訟である。
- ③ 援護法の援護を受ける地位の確認請求として提起するもの
- ④ 別表5の訴訟である。法的主張としては①に近いが、法的地位を確認した上で援護法による支給を請求するという点にならうか。順序が①とは逆になっている。
- ⑤ 損害賠償として請求しているもの

2 強制連行の国の責任を問うもの
この訴訟の争点は、いずれも戦争下において国と特別の関係にあった者であり、その地位は日本人の軍人・軍属と変わらない。そもそも恩給法や援護法は軍人・軍属として働いた者に対する年金の性格を持つものである。それ故、最大の争点は恩給法による特別の恩恵である。差別的違法は憲法一四条や市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下自由権規約)により、憲法一四条による自由権規約と自由権規約に基づく規約人権委員会、セネガル条約においてフランス軍の元軍人であるセネガル人に恩恵を及ぼす軍人年金の適用を中止したことが、自由権規約二六条に違反すると規定している。台湾人元日本兵の訴訟で最高裁判所は、戦争による被害は過く国民が負担すべきであり、恩恵を受ける範囲であるとして請求を拒否したが、日本人の軍人・軍属には援護法により補償されていることをみれば、元日本国民であったという点による恩恵と国籍による差別は論議の余地であり、この裁判例は取り消されて然るべきである。ただ、前記訴訟の類型をみると、国籍差別的差別的違法は、①或いは②の訴訟が最も直接的に主張しうるのではないかと考えられる。

3 強制連行された先の企業の責任を問うもの
(1) 法的主張の類型
強制連行の実態は国を当事者とするものと同じである。別表7の訴訟では企業と国の双方が被告となり、同じ不二越銅材工業への強制連行でも別表8の訴訟では国を同15の訴訟では企業を被告としている。請求の内容は別表7と15では未払い年金の請求であり、同14では不法行為として強制連行自体、収容の待遇下での労働、暴行・傷害行為を主張している。同7は未払い年金と同時に強制連行・強制労働による精神的損害を請求している。企業の答弁は、時効(14訴訟)、日韓請求権協定二条に伴う大韓民国等の請求権の消滅(同7)等の主張である。企業相手の訴訟では、国に対する訴訟に比して請求の立論はし易い。未払い年金は通常の雇用関係と見なされ、未払い年金労働でもこれの支払は当然であり、不

(1) 法的主張の根拠
旧植民地朝鮮からの労働力移入と呼ばれる強制連行は、一九三九年の国家総動員法の下で行われ、右法律の下に種々の命令を交付して実行した。その名目には「募集」、「官給徴」と呼ばれる方法で、最後(一九四四年以降)は国民徴用令に基づいてなされた。又女性に対しては「女子勤労挺身隊令」を定めて実行された。右の名義に係らずこれらの労働者を日本国内に「移入」したのは、その実質において強制連行と言わなければならない。それぞれの訴訟で請求の根拠は異なるが、基本は損害賠償の請求である。違法とされる立論は、国家の道義的責任の義務違反、安全配慮義務違反(労働災害がある場合等)、サハリンの事業では捕虜が設置されたことから強制連行の現状回復義務違反、労働下での虐待等による不法行為、強制労働禁止条約(ILO二九号条約)違反、人道に対する罪の違反等々によっている。又徴用令自体の適用違反の主張もある。しかし、法的主張としては、かなり困難をともなっていること否定できない。

(2) 予想される争点
国の答弁は未だ確定的なものではないが、説明を求めている内容から予想されるものは次のようなことである。そもそも請求の法的根拠が国家賠償法に基づくものか、民法の不法行為に基づくものか、違法行為の当事者たる公務員は誰かの説明を求めている。ここで問題となるのは、「募集」、「官給徴」、「徴用」であれ、

法行為も立証の点とはよく法的主張は十分にならう。

なす行為(具体的には公務員行為)は責任を負わないとするもので、戦前日本においても採用されていた法理論である。戦後は国家賠償法によりこの理論は消滅した。そもそも国家賠償責任は、王は悪を犯さないという格言に示されるが、主権国家がその行為に責任を負うのは矛盾である。公務員行為を主権国家の行為とみなすか、公務員を主権国家の代表者とみなすかが論議とされるが、法的根拠のあるものではない。この事件はポツダム宣言受領後の行為であり、現在の時点での法理論をどれだけ国が主張しうるか注目される。なお、この訴訟を含め国が戦後補償訴訟で時効を主張している例は現在までのところ金くない。

4 国による施設等の責任を問うもの
(1) 事業と法的主張
別表17の事業は、サハリンの上敷音において一九四五年八月一七日(ポツダム宣言受領後)、憲兵及び警察官が朝鮮人多数を強制的に連行し、同所で射殺した上建物に放火したものである。請求の法的根拠は民法七五五条の不法行為である。事業の性格上国が公務員行為の法的正当性を主張することはできない。国の答弁は、国家賠償責任により損害賠償を負わないというものである。なお、別表16の訴訟については訴訟未入手のため紹介できない。

5 「従軍慰安婦」
(1) 行為地による類型
「従軍慰安婦」の制度については多くの論議があるが、ここでは多くの国(日本軍)が制度の創立と維持管理に関与したこと、連行においても強制があり、又「慰安所」での行為においても強制と見えるものであることは近時の調査、政府の発表でも明らかとなっている。「慰安所」とされた人の住居地によって、旧植民地である朝鮮と占領下である地域との違いにより請求の法的根拠が異なる。別表1、8、10は韓国人であり、同12はフィリピンである。

(2) 争点
国の主張する国家賠償責任が認められるか否かである。国家賠償責任とは、国家の

「従軍慰安婦」の制度は軍の行為であり、その中でも作戦連行上の行為即ち軍

● 従軍慰安婦 1910年パリ会議において採択された条約であり、日本は1925年批准している。1条で未成年の婦女に対しては本人の同意がある場合でも、他人の誘惑を満足させる為職業を目的として勧誘、誘引、拐去を禁止し処罰することとし、2条では成年の婦女に対しては同目的の詐欺、暴力、脅迫、権力運用その他一切の強制手段をもって同様の行為をすることを処罰することとしている。「従軍慰安婦」の強制性が認められたことにより、この条約が適用される。ただ、植民地には適用が留保されているが、軍の関与したことは国の行為として国内行為とみなされるから留保事項は排除されると考えられる。関連する条約として「婦人及び児童の売春禁止に関する国際条約」がある。

● 強制労働禁止条約 国際労働機関(ILO)において29号条約として、1930年に採択された多国間条約で、日本も1932年に批准している。この条約で「強制労働」とは或者が処罰の脅威の下に強要され且つ自ら任意に申し出たに非ざる一切の労働をいうと定義される。25条では、批准した国は強制労働に違反した場合の刑罰の国内立法を義務付けられているが、日本では法律が作られていない。例外的に強制労働が認められる場合も規定しているが、その場合でも最長60日をもって限度とすること(12条)、鉱山における地下労働が禁止されること(21条)等が定められる。朝鮮・中国人の戦時下の強制連行はこの条約に違反すると考えられる。

軍隊「慰安婦」問題の法的責任

阿部浩己

神戸大学助教授

◆朝鮮支配の法的再評価

日本の戦争（戦後）責任問題には、国際法上の二つの側面が考えられる。すなわち、戦争責任と植民地支配の問題である。前者は戦後、その過程でなされた個々の行為の問題性を問う側面である。本稿では後者に焦点を当てて議論を進めて行こうと思うが、前者についても一点だけ、朝鮮支配の法的再評価の必要性について簡単にふれておきたい。

日本の朝鮮支配は、これまで、一九一〇年の日韓併合条約にもとづき国際法上合法に行われたものと一般に理解されてきた。しかし、戸部文蔵が述べるように、併合条約の前段ともいえる一九〇五年の保護条約が実効を生じておらず、したがって引き継がれた併合条約も当初からその

有効性を認められないということになれば、一体どうなることになるのか。日本の朝鮮支配は当初から国際法の根拠を欠き、結果的に、朝鮮半島は日本によって違法に軍事占領されたといふことになる。これをいかにしようとしたとしても、可能かもしれない。しかし、条約が効力を生じなかったため「併合」が実現しなかったとしても、日本による朝鮮支配は、併合以外の別の法理によって合法化されていると解する余地はないのか。たとえば、そこに「征服」があるのか。たまたま、そこに「正當防衛」があるのか。武力行使が禁止されている現代とは異なり、征服による領土取得は、当時、国際法上は合法であった。裏面に即して見ても、日本の朝鮮支配が武力を背景に達成されたことは疑いない。だとすれば、日本の朝鮮支配はこの征服の法理によって国際法

上の法で行われたと解する余地もあるのではない。併合条約を当初から無効と判断するにしても、日本の朝鮮支配を違法と結論づける前に、こうした別の法理の適用可能性などについても考慮を加えておくことが必要だと思われる（むしろ朝鮮支配が「合法」だったとしても、それが「正當防衛」だったというにはならない）。

日本による朝鮮支配自体に関する法的評価は、これまで決して十分には行われてこなかった。今後、この問題に対する国際法からの本格的なアプローチが強く求められていく。

◆「慰安婦」問題

さて、戦争や植民地支配の過程で行われた行為、具体的には日本国あるいは日本の軍人・民間人によってなされた行為は、国

阿部浩己 著あべこうき 氏 1968年伊豆大島生まれ。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。現在神戸大学助教授。

●征服とは、国家が武力を用いて他国の領域全部を奪うことをいう。領域を併合する意思を示すことと、武力による支配が実効的で確定であることが必要。武力行使が違法となった現在では認められない。なお、国家間の合意（条約）にもとづいて一国の領域全部を他国に移転する「併合」を任意の併合と呼び、征服を強制的併合と呼ぶこともある。

●朝鮮人だけをとり、20万人の女性が日本軍の「慰安婦」として性的隷従を余儀なくされたといわれる。

●極東国際軍事裁判所が開廷された当時、連合国側は日本軍が多くの女性を「慰安婦」にかりたてた事実を主張していたとされる。それにもかかわらず、なぜその実行者が人道に対する罪で裁かれなかったのか。この点は大きな謎として残されている。



特集◆戦後補償問題の現在

令に属する行為である。かと言って「慰安婦」は軍人・軍属に属する者でもなく、又国家補助員法の体系上の被使用者に属するものでもない。つまり、全く法的地位のない立場にあった。このことから、保護法の適用や雇用関係上の立場がないことは勿論、民法の不法行為の主張も困難である。何故なら、国内法上、軍の軍令上の行為は威嚇権の独立により法令上の根拠のない行為も不法行為とはならないからである。故に法的主張の論拠は、保護法の非適用や強制連行、虐殺とは異なった難しさがある。

(3) 請求の法的根拠——国際法による立論

前述のように、国内法上の請求の根拠を見出すことは極めて困難である。そこで国際法による請求の論拠が考えられる。以下その論拠を述べる。

① 国際法上の国家の不法行為（一）

国家が条約や国際慣習法に違反し、その結果個人に損害を与えた場合、その回復をなすことは国家の義務とされ、この損害回復義務は全ての損害が回復するまで解除されないとする国家の不法行為の責任は確立された国際法の理論とされる。

② このような国際法の違反となるか

これまで主張されているのは、「人道に対する罪」「奴隷からの自由」「強制労働禁止条約（ILO二九号条約）（一〇）」「職業を行なわしむる為の婦女売買禁止に関する国

際条約（一〇）（以下職業条約という）」「陸域の法規慣例に関する条約（一〇）（以下ハーグ条約という）」にそれぞれ違反・侵害をするというものである。前二つは国際慣習法であり、後三つは日本も批准している条約である。別表一は人道に対する罪を、別表二は奴隷からの自由を、別表三はハーグ条約をそれぞれ根拠とする。ハーグ条約は占領地への適用でありフィリピンには適用できず、植民地の韓国には適用できないといえる。

それだけの問題点について述べる。人道に対する罪は懲罰的のものであり損害賠償の根拠としない。且つ国際慣習法として成立していたといえるが検討を要する。奴隷からの自由は、一九二六年成立の「奴隷禁止条約」を日本は批准していないこと、この条約にいう奴隷制度とは所有奴隷とその取引の禁止であり、奴隷からの自由も国際慣習法として言えるが指摘される。強制労働禁止条約はILO条約であることから労働の提供のあり方を規制するものであり、労働の提供ではなく組織的強要または性的奴隷と見做される「従軍慰安婦」について適用するのが相応しいが、職業条約は植民地の適用除外があり朝鮮に適用できるかが問題となるが、日本の軍が関与する以上行為者は国でありその適用は可能と考えられる。ハーグ条約は被占領地において最も適用が容易であると思われる。現在までの訴訟ではフィリピンの別表二

の訴訟のみである。

③ 国際法による請求の意味と問題点

国際法上の不法行為として主張する場合、国際法に時効の条約や慣習はない。慣習的に時効が認められる場合があるが、戦後補償請求ではその事由はないであろう。又、明治憲法下でも条約や国際慣習法は国内法としての直接適用が認められていた。しかし、問題は国際法上の不法行為を国内裁判所で審理できるかが争われる可能性がある。国際法上の争訟は国家間でのみ解決されるべきとする議論があるからである。しかし、近時の国際法の理論は前述のように個人が国際法上の当事者となりうることを認められており、戦後補償裁判では当然その主張がなされることになる。

なお、これまでのところ、四つの裁判では国からの答弁はなく、裁判上の具体的争点は今後の問題とされる。

◆最後に

以上紹介した17の訴訟以外にも今後新たなものが提起されることが予想される。いずれの訴訟においても戦後補償裁判は、従来の法的理論のみでは解決しえない問題をききとっており、新しい法理論の構築がなされるべきである。その中でも、国際法の新しい理論の構築と裁判所にその適用を求めることが重要な事となっていくであろう。（あいたくにお）

●ハーグ条約 1907年に採択された多国間条約であり、日本は1912年批准している。ジュネーブ条約と並び戦争法規の典型とされるもので、総称して国際人道法といわれる。条約附屬書として「陸域法規慣例に関する規則」が採択され、この中に細かく交戦者、戦傷、敵国の領土における軍の権力等が規定される。3条には右の規則に交戦当事者が違反し損害あるときは賠償する義務を定める。占領地、捕虜の取扱い等はこの条約が直接適用される。1949年には第二次大戦以前の国際人道法を整理し、ジュネーブ4条約が締結されているが、ハーグ条約の意義は未だ無くなっていない。

閉する行為の起点が朝鮮半島だったとし
 も、そうした行為が、東亞アジアなどに設
 置された總行（慰安所）への移送中、日
 本の船舶内でも継続してゐた事実に着目
 する必要がある。日本の船舶は明らかに
 内地ではなく、むしろ国際法的には日本
 の本土とみなすことができる。となれば、
 したところで勧誘・誘拐行為が（続け
 て）行われたのだから、これは論理的に
 理、この条約の適用がある」と解する
 のではないか。また私は、令や「慰安婦」
 に関する事実を知っている。このことか
 ら、總行への勧誘行為が実は日本本土
 で行われていた、と解することも不可能
 はない。このように考えると、一々
 の種民地除外事項は「慰安婦」問題に
 対するこの条約の適用を妨げる決定的
 な障害にはならない、という解釈が成
 立つ。日本は条約義務違反を公然と問
 うのである（なお、「慰安婦」問題は日
 本の本土でも発生した。その場合はこ
 の条約の適用はいったいどうなるか）。

3 強制労働二箇スル条約

労働災害への補償、健康の保持など多岐にわたっており、このほか、強制労働を不法に強要した者の処罰も求められている。

「慰安行為を「労働」と表現することには、心情的にかなりの躊躇を覚える（また、この条約がもともと、資本主義国間の通常の市場競争弊害を緩和させる目的で作られたことも承知している）。それでもあえてここでこれを労働というならば、「慰安婦が日本国（軍）によって強いられた労働の実態は、まさにこの条約と相容れない、あからさまな国際不法行為だったのではないか。彼女たちは、相当な報酬も、労災補償もなく、健康面でのサービスも、それこそ一切提供されなかった（それは、沖縄をはじめとする日本本土における「慰安通」として聞かれた）。なにより強制労働の定義は、女性に対しては全面的に禁止されていたはずである。むしろ慰安行為を強要した者の処罰もまったくなされなかった。

ただしこの条約には、戦争など緊急の場合に強要された労働は強制労働とはいわないということを明示した条項がある（「一、二（d）」）。これを字義どおり解釈すると、慰安行為は戦時において強要された労働なものである、この条約の禁止する強制労働にはあたらぬ、と解釈されかねない。しかし当該条項において強制労働から除外されるのは、非常時のりきるために必要な労働に限れると、慰安行為がそのような性格の労働であったとはとうてい考えられない。慰安行為は、戦争遂行に必要な労働だったのではなく、むしろ、戦争遂行の過程で常軌を逸して強要された奴隷的苦役（勞

上、「慰安婦」問題に關して一條2(d)をそのまま適用することは困難といわなくてはならない。

4 奴隷制の禁止

一九世紀前半に始まっていた奴隷制を禁止する國際法規範の形成は、一九二六年に奴隷條約の締結という形で結実した。この條約の基本的な部分は、單なる條約上の義務制にとどまらず、慣習國際法を表現したものである日本を含むすべての國を拘束しているとして、當時すでに、この條約の非締約國である日本を含むすべての國を拘束していたと考えられる。具体的にいへば、この條約は締約國に対して、所有物同然の状態に置く意思をもって個人を捕捉・輸送する行為を防止し禁止するよう義務づけたわけだが、そのような義務は當時すでに、慣習國際法としてすべての國を拘束していたと考えられるのである。

「慰安婦」問題は、このような慣習法規範との抵牾もひきおこす。軍の指令の下に徴集された「慰安婦」には、軍法・非軍法を問わず一切の法例の適用がなく（契約關係もなかった）、彼女たちは完全な無權利状態に置かれた。その実態はまさに軍の所有物にほかならず、日本國は、このような状態に貶める目的で行われた女性の徵集・輸送を防止・禁止するどころか自ら進んで手掛けたことにより、奴隷制を禁ずる慣習法規範との抵牾問題をひきおこしたといえる。奴隷制が「債務奴隷」をも含むものであったとすれば（①②）、奴隷制禁止規範が「慰安婦」問題に適用される余地はさらに広まることになる（國知のように、仲介業者

10/1993 (No.466)

際法どのような問題をはらんでいるの
らうか。九〇年代に入つて連綿と応を
たかのように提起された一連の戦後補償
判などを通じ、戦前・戦中に起きた面
な事実が次々に明るみに出ている。今
月四日、慰安婦問題に対して政府が公
に軍の関与を認めたことも記憶に新し
い。こうした日本国（の軍人ら）が行
つた行為は、当時有効だった国際法に
照らしてみても、どう評価されるのか。以下では、軍
「慰安婦」の問題を念頭におき、被害さ
たと考えられる国際法規を具体的に提
つと検討を進めてみることにしよう。

1 人道に対する罪

元「慰安婦」が始めて原告団に加わつた
「アジア太平洋戦争犠牲者補償請求
事件」をはじめ、戦後補償裁判の多くに
て補償請求理由の一つにあげられてい
る「人道に対する罪」である。この犯罪
は第二次大戦後、ニュルンベルク国際
軍事裁判所（以下「ニュルンベルク法
庭」）において初めて実定法化された。
ニュルンベルク法廷の判決によれば、
東軍軍事裁判所（以下「東軍軍事裁判
所」）の判決は、同裁判所（以下「東軍
軍事裁判所」）の判決によれば、戦前
又は戦中為された殺害、屠殺、奴隷
的徴使、追放その他の非人道的行為……
をいうとされる。正確な数字は依然とし
て定かでないが、その実態を知られば
知るほど、余りに多くの人間が「奴隷
的徴使その他の非人道的行為」の犠牲
になつたとの感を得る。性被害という
概念にはない（性被害という概念は、
悪行に手を染めた人たちは、この人道
に対する罪を根拠に、その法的責任を追
求されてしかるべきではないか（一））。

だが問題はそれほど単純ではない。第二

に、人道に対する罪は、犯罪時、国際法において確立していたのか、第二に、確立していたにしても、すでに時効が成立しているのではないか、こういった疑問が提起される。もつともこれらについては、その後の国際社会の実行を見ることにより、一定の程度が可能である。事実、ニュルンベルク裁判(連東) 国際軍事裁判所条例とその判決において認められた国際法の諸原則は、第一回国連総会において全会一致で確認された(決議95(Ⅰ))、引き続き国際法委員会においてその精確化をはかっている。このことは、人道に対する罪によって戦前・戦中の行為を処罰したことの正当性と合法性が、国際社会によって承認されたことを意味しているとは言えまいか。また時効の問題については、六八年に国連総会で採択された戦争犯罪時効不適用条約(一〇)やドイツ、フランスなどの国内的実行から、その成立を否定的に解しても国際法上特に問題がないようにも思われる。

その成立、時効をめぐる問題が克服されることとすれば、人道に対する罪を根拠として犯罪実行者を処罰することは、国際法上は現在でも可能であると考えられる。ただ、これと実際の裁判となると、法廷をどこにするのか、量刑をどうするのか、などといった手続的な問題が少なからずあり、それらをクリアするため立法その他の措置が別途必要になるかもしれない。犯罪実行者がかなり高齢化しているということも考え合わせると、そうした措置がとられ現実には訴追処罰がなされるところまでもっていくのはかなり困難なように思われる。ただそうだと

しては、「慰安婦」に係る行為が国際法の
の犯罪を構成するほど悪質なものであつた
ということだけは、原則的に確認してお
く必要があるであらう。

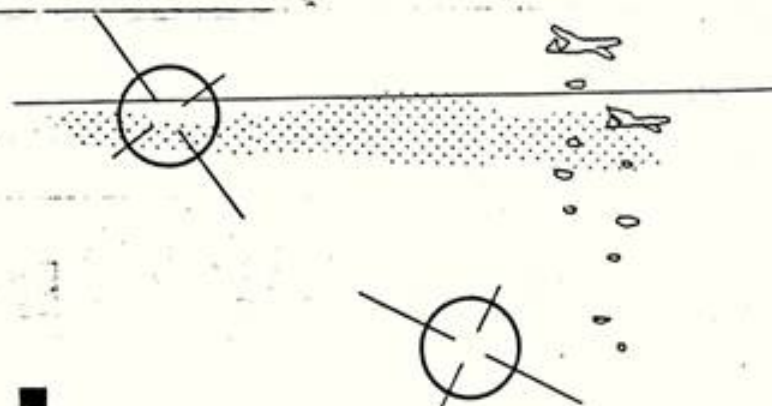
2 露露軍行ハシムル為ノ婦女淫漢謀
二開スル国際条約(一〇)

この条約は、横行(光榮)を目的として
未成年の女性を勧誘・誘拐した者、およ
び横行を目的として詐欺・暴行その他一切の
強制手段を用いて成年の女性を勧誘・誘拐
した者、の処罰を締約国に義務づけてい
た(一〇)。重要なことは、この条約が一九
五年から一貫して日本を拘束していたと
いう点である。つまり女性に横行を強要し
る者を罰すべき国際的義務を、日本は戦時中
も明白に負っていたのである。だとすな
わば、日本は、あはほどの女性を強引に「慰
安婦」(一〇)にかりたてた者を、いかに
なるものであれ処罰してしるべきではな
かつたのか。それを怠っているとするば
それは日本国による条約義務違反を構成す
ることはならないのか。

そのような結論を導く前に、この条約の
前文(一)から生じる問題を一つクリアして
おかななくてはならない。同条によれば、横行
への勧誘や誘拐が植民地で行われた場合に
は、この条約の適用はないとされている
(一〇)。となると、朝鮮半島で「慰安婦」
を徴集した者には、この条約にもとづく処
罰義務は及ばないと解されるおそれがある。
この点はどう考えたいのか(「慰安婦」
安撫)の圧倒的多数が朝鮮半島出身だつた
ことを忘れてはならない。

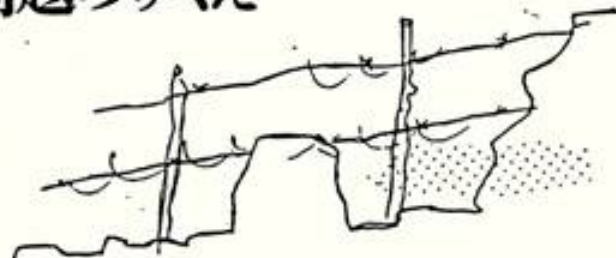
ここで私たちは、「慰安婦」を勧誘・誘

建築七三十一



1905年

「韓国保護条約」の無効と 従軍慰安婦・強制連行 問題のゆくえ



著者：戸塚悦朗

戸塚悦朗

従軍慰安婦・強制連行の被害者が提起した東京地裁の民事訴訟で、日本政府側は、「何故日本政府が被害者に個人賠償しなければならぬのか、日本国内法上の根拠を示して欲しい」との姿勢を示している。このように、日本政府側は、被害者の主張を「日本国内法上の根拠を示して欲しい」という極めて重大な国際法上の責任を提起されているのに（同訴訟請求状が国の責任に於いて冒頭にあげている法的根拠はこれだ）、これを真剣に論じようとする姿勢がない。それは、国際法違反こそが問題の核心であって、そこが日本政府側の論理（従軍慰安婦問題などの重大な権侵害について「何の法的責任もない」とする）の最大の弱点だからであろう。筆者は、国際法に関する論議を抜きにしては早急な問題解決の方向が見出せないのではないかと思う。その一端は既に述べたが（戸塚「戦後賠償・補償問題解決のための第四の道」〔法学セミナー九三年二月号〕）、その後新たな角度から重要な結論を得たので、報告したい。

しかし、日本政府側が要求するような視点から日本国内法上の根拠を論じて、時間ばかりかかって、問題解決につながらないと思う。日本政府側は、「人道に対する罪」という極めて重大な国際法上の責任を提起されているのに（同訴訟請求状が国の責任に於いて冒頭にあげている法的根拠はこれだ）、これを真剣に論じようとする姿勢がない。それは、国際法違反こそが問題の核心であって、そこが日本政府側の論理（従軍慰安婦問題などの重大な権侵害について「何の法的責任もない」とする）の最大の弱点だからであろう。筆者は、国際法に関する論議を抜きにしては早急な問題解決の方向が見出せないのではないかと思う。その一端は既に述べたが（戸塚「戦後賠償・補償問題解決のための第四の道」〔法学セミナー九三年二月号〕）、その後新たな角度から重要な結論を得たので、報告したい。

特集◆戦後補償問題の現在

（への賠償金返還のため女性が「慰安婦」状態に置かれたケースも少なくなかった。）

5 戦後補償問題の現在

戦後の法規範に於いては、その旨を定めた条約が一九一〇年に発効し、日本もその二年後にこれを批准している。重要なものは、この条約の附屬書「陸戦ノ法規範ニ關スル規則」四六条が、交戦国に對し、占領地において「家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産」を尊重するよう求めていることである。この規定により、女性に戦時において強姦や強制売淫からの保護を約束された。ところが日本軍は第二次大戦期、東南アジア占領地域において現地の女性を多数「慰安婦」にかりたてている。ここでは、こうした行為の違法性が問われなくてはならない（これらの規定は慣習法を成文化したものとして、認加入事項（一〇）の適用いかんにかかわらず日本を拘束していたと考えられる）。

ちなみに、オランダ人女性がジャワ島で「慰安婦」にさせられていたケースを扱ったバタヴィア臨時軍法会議（いわゆるB.C.級戦犯裁判の一つ）は、一九四八年三月と翌年九月、強制売淫や慰安所の開設などに携わったとして、陸軍軍人、民間人一〇名ほどに死刑をはじめとする有罪判決を下している。見逃してならないことに、日本は、一九五一年のサンフランシスコ講和条約一一条により、こうした戦争犯罪法廷の裁判を免除している。つまり、「家ノ名譽及權利、個人ノ生命」などの尊重を怠ったことを謝罪したといえるのである。こうした事実についても着目しておく必要がある。

◆日本の国家責任

日本が右諸条約あるいは慣習法を侵害したとすれば（一〇）、そこから必然的に、日本の国家責任が発生しているはずである。国家の国際不法行為に国家責任が生ずることは、国際法上の基本原則である（なお、人道に対する罪は個人の国際責任を問うものである）。

国家責任が発生すると、国家にはそれを解除する義務が生じる。そこには、戦後補償裁判の場でも強調されている「国家無害責任の法理」が介在する余地はない。確かに明治憲法の下では、官吏が不法な権力的行為に従事しても国家は責任を負わずに済んだのであろうが、そうした時代にあっても、国際法は、国家義務に違反する国家の行為が行われたならば、その事実をもって当該国家に国家責任を負わせ、その解除を義務づけていたのである。そしていったん発生した国家責任は、解除されない限り、理論的には半永久的に残っていくのである（ちなみに国際不法行為の効力について定める国際法規範は特になし）。

国家責任解除の具体的形態には原状回復、金銭賠償、謝罪（責任者の処罰や再発防止の保証を含む）などがあるが、「慰安婦」の場合、原状回復は事実上不可能なので、現実には金銭賠償などの形態を採用するしかない。ただ問題は、こうした国家責任の解除を一律請求できるのか、ということである。伝統的国際法に従えば被害を被った国ということになるが、被害者自身が国

家の責任を直接追及することはできないのか。この点で最も重要な役割を担う国内裁判の可能性については要約論文を参照してもらおうとして、ここでは別の角度から国会の役割について一言、言及しておきたい。

日本では、国際法は国内の効力をもつものとされている。国内の効力をもつということは、立法府もそれによって拘束されることを意味する（少なくとも現行憲法下ではそうである）。戦前・戦中に行われた日本の行為が国際不法行為を構成し、それに伴い発生した国家責任がいまだに解除されずに残っているとすれば（一〇）、それを解除すべき国際法上の義務は国内法に受容され、当然国会に及んでいるはずである。国会は必要なら立法府にこの責を負わせなくてはならないが、その際、たとえば（真相究明とともに）被害者からの請求を受け付ける特別の機関を設置するという方法が考えられる。それは「補償に代わる措置」などではなく、いまだに解除されていない日本の国家責任を果たすための法的措置とみなされるべきものである。裁判を通じて日本の責任を追及することももちろん重要だが、これほど大規模な被害がある以上、裁判での個別救済には自ずと限界がある。財政的支出は決して少なくないだろうが、多くの被害者から直接寄せられる請求を迅速に処理できる特別の機関を設置することなどによって、この長年にわたる違法状態の治癒に努める方がより実効的ではないか。今こそ、こうした大胆な発想を現実化できる最大のチャンスのように思われてならない。（あべこさ）

●この場合は、「本条約ノ規定ハ、交戦国カ悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約国間ニノミ之ヲ適用ス」という陸戦ノ法規範ニ關スル条約二条の規定をさす。

●本稿では、戦後補償問題というよりも、本文中述べた条約、慣習法が、いずれも戦時においてその適用を停止（終了）する性質のものではなかったと考える。平時に締結された条約は戦時において効力を喪失する、という無差別戦争時代の認識は、戦争の違法化が進むにつれ、もはや妥当しなくなっていたと解される。

●この点に於いて、戦後、各国が日本に對する請求権放棄したことにより、戦後条約違反などに伴う日本の国家責任が解除されたわけではないことを改めて確認しておく必要がある。

「保護条約」強制事件の 国際法的意味

まず、結論から述べよう。大日本帝国が、独立国だった大韓帝国の主権（外交権）を奪い、これを「保護条約」として一九〇五年締結の「保護条約」は、軍を伴う大日本帝国政府代表が、大韓帝国皇帝はもとより、参政大臣（首相）、外部大臣などの大臣ら國家を代表する個人を直接「強制」することによって「諸君をこせ」したのである。当時の国際慣習法に照らし、「締結のときから効力を生じていないか」とするしかほかには考えようがないと思うに至ったのである。

四、二に注意すべき点。第一に、いわゆる「保護条約」に関するこの結論は、筆者の独自の見解ではなく、国際法上争いようがないほどに確実なものである。第二に、この結論は、少なくとも、国際法上は、日本が国際社会に登場する以前から国際法的に確立していた国際慣習法原則適用の結果である。第三に、驚いたことに、一九六〇年代前半（一九六五年日韓協定締結前）に、国連の重要会議の討議の過程で、同原則によって、締結のときから効力を生じていない条約の実例として、この「保護条約」強制事件（ナチスドイツによる行為を含む四事件の一）

つ）があげられていたという事実がわかったのである。第四に、この結論は、もしそれが国際的にも確定すれば、従軍慰安婦等の問題に影響するだけでなく、同事件以後四〇年間の日本による朝鮮支配の法的正当性の論議を根本的に覆すであろう。さらに、日韓・日朝の基本関係自体にも大きな影響を与えるであろう。歴史的事実及びその法的な評価の理由は、極めて重要だ。本稿では、「保護条約」の成立過程と意味について触れた後、その条約が無効である場合、日本の朝鮮支配関係にどのような影響を与えるかを考える。

●人道的に對する責任は、ニース・ベルグと東京の國會議事法廷の審判と判決によって確定された国際慣習法の原則による。殺人、せん滅、奴隷化、強姦、その他の非人道的行為、または政治的、人種的、宗教的理由に基づく迫害、戦争または紛争中に、その進行上、またはこれらに関連して犯されたもの、国内法上の合意性にかかわらず、国際法による罪過として、この罪を犯した個人が起訴される。国際法上の規定によっても、国際法によっても追問される。時効の適用が許されない点も重要である。

「保護条約」の重要性

日本側は、この条約を「保護条約」と称する。韓国側からは、「乙巳協約」とか「一九〇五年韓日協約」などと呼ばれる。この条約が極めて重要なものは、それが大韓帝国の主権独立國家としての存在を国際的に完全に消滅させた通商の条約だったからである。日本の朝鮮植民地化に必須の条約だった。この条約の履行として、大日本帝国政府任命の「統監府」が韓国におかれ、これが大韓帝国の外交に関する

る事項を管理し、その外交関係・事務は、東京の外務省と日本の外交代表者・領事が行使することになった。この後、大日本帝国政府任命の統監が、内政についても実権を握り、大韓帝国政府を動かすようになった。

この条約が、大韓帝国の主権を奪う上でいかに重大な役割を果たしたかを示すエピソードがある。韓皇高宗は、この条約は、「自己の意志に反し日本政府より強制セラレタリ」として、この条約を無視し、日本による「保護」でなく、国際的共同保護を實現する方向で、国際社会に韓国支援を要請した。韓皇は、最も頼りにした米国（ルーズベルト大統領）に訴えようとした。しかし、同年一月二二日に韓皇の密書を寄る國務長官を訪れた米人ハルベルトは、「米韓兩國間ニハ正當ナル代表者ヲ交換シ居ルヲ以テ本件ノ如キ正當ノ方法ニ換ラザルモノハ措置ノ限リニアラサル」ものとの理由で、米國務省から受け付けられなかった。米國務省は、この密書の件を、直ちに駐米日本公使に連絡した（市川正二郎編「日韓外交資料」(8)「保護及併合」原書房・一九八〇年、三六―三九頁。なおこの史料は、朝鮮總督府の機密資料だが、戦後、印刷公表されたものである）。

さらに、韓皇は正式の外交官を通じて訴えたが、これも失敗した。拒絶の理由は、韓国政府の公式見解が、すでに「保護条約」を既成事実として受け入れてしまっていたことだった。

韓皇は、さらに戦った。「ハルグ密使事件」がそれだ。歴史書（朴慶植「日本帝國主義の朝鮮支配」上「青木書店」一九七三年、五四頁注（一））によると次の通りの事件があった。「一九〇六年、統監

府」の設置以後日本侵略者の朝鮮の内政干渉と支配政策は強化されたが、国王高宗はハルベルト等の協力を得てこのことを世界の列強諸國の世論に訴えるため一九〇七年六月オランダのハーグで開催中の万国平和會議に三名の密使（李相高・李鴻・李達達）を派遣した。しかし日本帝國主義と相通じていた各代表は密使の會議参加を拒んだため目的を達せず、李鴻は憤死した。統監伊藤博文は密使派遣を口実に國王を強制的に退位させたという事件だ。

合法性を失う朝鮮支配関係の立法

特稿／戦後補償問題の現在

第一に、効力を発していない条約を前提に「確立」された、一九〇一年の「日韓併合条約」などの主要条約も砂上の樓閣だったことになる。日本側がそれらの効力を立証することは極めて困難ではなからうか。「併合条約」締結に際して署名した日本代表は、法的には効力を発していないはずの「統監府」が主として、韓皇の指示で行動する傀儡「大韓帝國李内閣總理大臣」が主として、前者は、効力を発していない存在であるから、法的資格がないことになる。日本側は、国際法的には存在しない者が代表していることになる。しかも、後者は、事実上、前者すなわち日本からの「統監」の意思を代表する者にはかならない。一九〇五年の主権喪失が効力を発していないとすると、もともとの完全な主権は、少なくとも法的には残存していたは

ずだ。その主権を代表する國家の意思は、「保護条約」締結時である一九〇五年一月一七日当時の大韓帝國皇帝（高宗）とその内閣（韓參政大臣が主筆）が行使すべきだったはずだ。ところが、一九〇一年「併合条約」は、日本の傀儡「大韓帝國」政権李完用内閣總理大臣が締結した。このとき皇帝（高宗）は、既に退位を強制され、一九〇七年以降は新傀儡皇帝（純宗）の時代となっていた。これらの人々は皆大韓帝國を正統に代表する権限がなかったと思われる。ましてや、韓国側は、日本側の「統監」の指示にもとづいて条約を締結したものである。だから、韓皇の正統な代表は併合条約に拘束される旨の「合意」をしていなかったことになる。

一九〇五年以後の条約は、「日本の意思」によって締結されたのであって、「独立国であるはずの大韓帝國の國家の自由な意思」によって締結されたとは到底言いがたい。そうだとすると、一九〇五年以後の条約は、すべて「成立していない」ことになる。このように、日本の朝鮮支配の国際法的根拠が崩壊すると、法的に効力を発していない支配体制の下に創られた大日本帝國朝鮮支配関係立法は、すべて合法性を失ってしまおう。したがって、合法性のない朝鮮関係日本国内法上の理由をいくら述べ、でも、「砂上の樓閣」にもとづく議論であって、全く意味のないことになる。日本政府は、大日本帝國による人権侵害を、日本国内法を理由に「違法だ」と主張・正当化することはできなくなる。朝鮮での徴兵等、場合によっては国際法上正当化され得る強制行為（例えば、強制労働条約は、徴兵は強制労働に含めていない）でも、国際法的にも「違法」な強制労働と評価される可能性も出てくる。したがって、従軍慰安婦・強制連行問題について

て、被害者の補償への権利の発生原因に関する「日本国内法上の根拠」を問おうとした日本政府の主張は、「無益かつ不当な行為」であるとされてもやむを得ないのではなからうか。

植民地支配全体に「賠償」支払い義務

第二に、「保護条約」などが効力を発生又は不成立という結論になれば、個人への補償が問題となっていた従軍慰安婦・強制連行問題とは別に、もっと基本的な問題が生じるであろう。日本の朝鮮植民地支配全体を正当化するはずだった国際法的論議を崩壊させるからだ。大日本帝國軍・政府のなした「合法的」だったはずの行為が日本国内法上も正当化根拠を失い、国際法的には違法と評価されることになるのではなからうか。大日本帝國の朝鮮支配は、国際法上違法な外国による軍事占領支配であったことになる。これは國家主権の完全な侵害であって国際法上申し開きの余地がない。言わば、國家による他國家の國際的「レイプ」だ。そうすると、朝鮮の植民地支配全体が、國際不法行為として國家に対する「賠償」支払い義務の成立原因となることを否定できなからう。

日本政府は、「日韓基本關係條約」（日本國と大韓民國との間の基本關係に関する條約）（昭和四〇年一月一八日條約第二五五号）など日韓協定にもとづき、「經濟協力金」を支払った。日本政府は、これは大韓民國に対する「獨立祝金」であって、「賠償」ではないと主張し続けてきた。同條約第二條は、「一九九十年八月二十二日以前に大日本帝國國と大韓民國との間で締結されたすべての條約及び協定は、もはや無効であることが確認される」としている。この「もはや無効」という文言をめぐって



この人物は、朝鮮人民の代表者である。

を定める日本...のあり方を規...99%が賛成し...ことはできな...とができる場...さまざまな意...にふまえて立...金制民主主...政治家イメ...を原典に保...に何が大切...政治家であ...めとされる...国民の考え...しくみを憲...えば、金丸...りつけよ...をチェッ...所得税法...ば、リッ...ること...を尊重...ない、国...たちの活...うってく...いと議...の「人類...てくれ

歴史学...社発行

朝鮮人民の「奴隷状態」は
高度の違法性

第三に、「保護条約」が効力を発生していなかったのなら、朝鮮人民全体が違法に日本の支配を受けたことになる。日本は、一九〇五年七月二日付のツダム宣言を受諾した際、同宣言第八条が引用するカイロ宣言も受諾した。一九四三年一月二七日付カイロ宣言は、朝鮮人民の日本による「奴隷状態に留意」した。この三大同盟国（米・中・英）

日本政府の責任

日朝交渉でも、東京地裁でも、日本政府がまず第一にすべきことは、「保護条約」「併合条約」などの諸条約が効力を発生していなかったことを認め、原状回復・賠償義務を履行することだろう。そこから少なくとも、大日本帝国による朝鮮支配に関する歴史的事実、ことに諸条約締結の事実経過について、秘密資料の公開も含め、十分な真相究明をすべきだ。その上で、それらの諸条約の国際法上の違法性を承認すべきだ。真相が究明されれば、當然そう

て、「当初から無効」という趣旨であると解釈する韓国側と、「当時は有効だった」が「もはや無効」になったとする日本側との間で見解が鋭く対立している。いまだに基本関係は解決していない。だが、上記結論によれば、一九〇五年「保護条約」については、少なくとも「効力を発生していない」とし、一九一〇年「併合条約」については「成立していない」ということにならざるを得ない。念のため付言すると、効力を発生しなかった条約については、不存在なのだから、後に追認は起き得ない。相手国が援用して初めて「無効」となる「相対的無効」とは違う。何があろうと全く効力を発生しなかった条約であって、「絶対的無効」の典型だ。後の条約の決め方次第で、「当時は有効」もはや無効」などと効力を左右できるものではない。もし、一九〇五年「保護条約」の効力問題が、歴史的事実と国際法上の評価の両面から詳細に検討し尽くされるなら、交渉中の朝鮮民主主義人民共和国に対して、「当時は有効」もはや無効」という論法を使えないことがわらう。大韓民国側に対しては「当時から無効だった」と認めなければならぬはずだ。だから、この結論は、外交上もはかり知れない影響力を持つ可能性を秘めていると言えよう。

による宣言の法的評価はさらに一段と強化され、「奴隷状態」という文言は、単なる政治的表現ではなく、強い法的効果を持つようになる。保護条約」が効力を発生しなかったという評価は、日本が行った植民地支配行為全体にさらなる強度の違法性を帯びさせ、当時すでに国際法で保護されていた朝鮮人民全体の「奴隷から自由」を侵害したという法的評価をさらに強固・不動のものとするだろう。また、国連（多くのNGOが、従軍慰安婦・強制連行被害について主張する、日本による「奴隷（性的奴隷のみならず、強制労働をも含む）」という主張をも数段説得力の高いものとするに違いない。第一に、効力不生の「保護条約」によって違法に植民地化され、第二に、圧政・弾圧・差別によって現実に朝鮮人民全体が「奴隷状態」におかれていた中で、さらに個人として三度に「奴隷」的取扱を受けた従軍慰安婦など被害者が受けた被害の違法性の程度は、ナチスによるユダヤ人の被害にも比すべき極めて高度の違法性のある行為とされるのはなからうか。

せざるを得なくなるはずだ。認めるべきは早く素直に認めなければならない。その上に立って、今後どのように被害者救済に努力すべきか、また、こまめに日本によって破壊されてきた日朝・日韓の友好関係をどのように築き直すことができるかを真剣に検討し直すべきだ。そうでないと、現在の日本は、敗戦前の大日本帝国との歴史的・政治的・思想的・法的・倫理的・道義的な連続性を永久に保ち続けることになる。日本は、未だに連合国・国連から国際法上の「敵国」とみなされていることを忘れてはならない。なすべきことを誠実にせば、日本は、過去を断ち切って、人権と国際法秩序を尊重し、真に「自由」で「民主的」な民族・国家として再生することができよう。それこそ、真の国益に通うことなのである。

具体的に言うなら、これらの条約の効力が否定される以上、四〇年にわたる国際法上の違法軍事占領に關して、被害国家（大韓民国）の請求者である共和国と韓国）に対しては国家に対する「賠償」をすべきことにならう。もはや、「経済協力」（一九六五年日韓協定）とか「償い」（進行中の日朝交渉で現在使用されている用語）などというあいまいな文書で済ますことはできないだろう。これとともに、大韓民国との基本関係も、一九六五年日韓協定を見直しを含め、根本的に考え直さなければならぬだろう。